

土地取引の届出期限について

- 1 提出期限は、契約締結日を含めて2週間以内になります。
- 2 行政機関の休日が期限と重なる場合は、翌開庁日が期限となります。

事例1 5日（木曜日）に契約を締結した場合

→14日目の18日（水曜日）が提出期限となります。

事例2 9日（月曜日）に契約を締結した場合

→14日目の22日が日曜日ですから、提出期限は23日（月曜日）となります。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

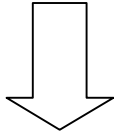
(参考) 地方自治法第4条の2第4項及び県の休日に関する条例第1条第1項

提出期限を過ぎてしまった場合

国土利用計画法違反になりますが、速やかに届出書を提出してください。届出のない状態を放置していると、悪質と判断する場合があります。

遅延届出の場合

- (市町村の国土利用計画法担当窓口)
- ・違反案件として、意見を付して県へ報告

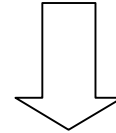


(愛知県)

- ・利用目的審査を行い、過去の違反回数、注意義務等を総合判断し、注意書や始末書徴収等の措置を実施。
- ・利用目的についても、必要に応じて行政指導等の措置

届出がない場合

- (愛知県)
- ・登記簿調査等で違反要件該当の場合は、個別に調査等を実施。



(愛知県)

- ・違反が悪質と判断した場合は、警察へ通報。届出書を提出し、違反が悪質でない場合は、遅延届出の処理を実施。
- ・届出をしなかった場合や、虚偽の届出を行った場合は、6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金

